

本願寺寺紋の変遷

野村 淳 爾

【要旨】

現在、本願寺で用いられている寺紋が下り藤であることは広く知られている。しかし、この紋がいつから使われ、またそれ以前の紋がどのようなものであったかということはあまり知られていないように思われる。家紋の起源・性質を探りながら、本願寺歴代宗主の紋の変遷を辿ってみる。その結果、種々に紋は変遷しているが、その背景を踏まえると、政治的もしくは社会的事情を理由として、紋が変わる場合があったことを指摘する。

はじめに

家紋の研究は古くは江戸時代から行われており、そこには長い間の成果の集積がみられる。ところが、一歩中に入って、「真宗」という限定的な枠組みで捉えた時、紋の研究は皆無に等しく、ほとんど手が付けられていない状態のように思われる。まるで家紋研究という「文明社会」の中で、「文明社会から断絶された未開の領域」が存在するかのようなものである。同じ「紋」の研究領域で捉えた場合、真宗の紋研究について一考の余地があることは明白であろう。そこで、本稿においては、特に家紋自体の歴史的視点から各宗主の紋に焦点をあてて、本願寺各宗主の紋の変遷を辿ることを目的とするとともに、真宗の家紋研究の開拓に一石を投じるものである。

第一章 家紋とその起原について

家紋の定義について、沼田頼輔氏は『日本紋章学』において「家紋とは概して対称的形狀を以て表されたる図象にして、名字もしくは称号（公家は家名を名字と云はずして称号といふ）の目標として用ゐられたるものをいふ」と記しているように、家紋は姓や一家を識別するための図案であり、個人が帰属している組織を象徴するものである。その家紋が発生すると、それに影響を受けて神社においては神紋、寺院においては寺紋が出来上がったといわれている^③。本願寺宗主の紋を辿るにあたって、まず家紋そのものの起原を確認したい。

紋章や家紋の起こりは文様、模様から来ているとされる。衣服や車輿の装飾、旗幕のしるしなどが起原であり、文様から発展した「しるし」が、その印をつけた個人を離れ、家族・同族の「合印」となる。それと同時に特定の集団全体の徽章として、一つの紋が取りあげられることになり、家紋として自他ともにそれを認識するようになったと考えられる^④。しかし、当初の紋は写実的で端正なものではなかったようであり、紋という性質からは乖離したものであった^⑤。後世になって、肩衣や羽織の衣服に、場所を定めて付けるようになってから、その形状は次第に変化して対称的なものとなったとされる。

今述べたように、衣服や車輿の装飾、または旗幕のしるしなどが家紋の起原として考えられているが、沼田氏は家紋の起原を公家と武家とに区別して提示している^⑥。以下沼田氏の区別を示す。

①公家の家紋

公家の家紋は大略すると、牛車の文様や衣服の文様を起原とするもの、または記念的意義に基づいて定められたものがある。その中、まず牛車の文様を起原とすることについて示す。公家の牛車は網代車・糸毛車・檳榔毛車・



図 1

② 武家の家紋

武家の家紋は戦場がかかげる旗の記章に起原があるとされる。平安時代末期より武士の棟梁である源氏・平氏の両軍の対立が激しさを増していく中で、各武士が源氏・平氏いずれの

八葉車など数種があつていずれも屋形造りの屋蓋を付け、簾をおろして乗る人の姿を隠している。その屋形に装飾模様として文様が施されていたのである。そして、朝廷に仕える公家は朝廷の儀式のある日には各自の牛車に乗つて参内したため、内裏の庭前は公家たちの牛車が集まり混雑していたといわれている。また、牛車をひく牛にも名牛がいて、公家たちは各自の牛を自慢し合い、誇りとしていたようである。そうした場合に車に文様があつて、それが他と識別しやすいものであることが求められていたのである。また、人が集まればそこに他を威圧する優秀さを何らかの形で求めたため、車には立派な文様を施されるに至つた。そして最終的には主人好みの文様がその家の伝統を形成し家紋の発生へと導入されたのである。こうした車の紋は平安時代に始まり、鎌倉時代には家紋へと定着したという。

次に、衣服の文様を起原とすることについては、衣服からの紋への転用であるから、詳細な史料はほとんど残っていないのが実状である。ただし、衣服の文様から家紋に転じた代表的な紋が久我家の久我竜胆紋(図1)であり、沼田氏は『飾抄』奴袴の条の「当家壮年之間着龍胆多須岐宿老後藤円」とある文に着目して、ここに記載されている「当家」が久我家を指していることから、久我家が源通方の時代に「龍胆多須岐」を衣服の文様としていたと述べている。最後に、記念的由緒に基づいて定められた家紋は、たとえば、菅原氏の梅鉢紋である。それは菅原氏の祖先である菅原道真が梅を非常に好んでいたことに由来する。

このように、公家の家紋の起原としては、車の文様、衣服の文様、特別の由緒の三通りが指摘されている。



図2

兵かを識別するために簡単な赤旗と白旗が用いられていた。ここでは、参戦した各武士の一族あるいは個人を指し示すような旗印はなかったようである。しかし、戦場において敵・味方の識別のための役割を果たすものであるなら、そのまま源氏の白旗、平氏の赤旗で充分に有用性はある。このような赤白の旗から、自らを象徴するもの、または他と識別するものという性格を持つ家紋として発展する蓋然性はないように思われる。その意味において、家紋として発展したところには、赤白の区別だけでは充分でない状況があったことが窺われる。荻野三七彦氏が『姓氏・家紋・花押』の中で述べるように、^⑩文治五年（一一八九）源頼朝の奥州遠征に際して、常陸から佐竹四郎が宇都宮の頼朝宿宮に旗を携えて駆けつけたが、その旗には何の印もなく、白旗であったことから、頼朝が無紋の白旗の使用を咎めたという。そして頼朝は佐竹四郎に「出月」（図2）をあしらった一本の扇を下賜して、これを旗の上につけるよう命じたといわれている。この事例は、平家が滅んだ後、その時の頼朝の白旗が棟梁である源氏を指す旗として認識されており、白旗だけでは源氏の白旗を持つ者と、配下の武士とを区別できなかつたため、白旗に紋をつけるようになったことを示している。このことは、この当時はまだ一般に家紋というのになかったことを意味するとともに、旗の文様が家紋として発展する萌芽期であったことがわかる。

また、武家社会の中で文様を採用し、さらには以後家紋に発展したところに、家紋が家紋として果たすべき役割があったはずであろう。その役割について、荻野氏は楯に付された家紋について注目して次のように述べる。

十四世紀のはじめに成立した『法然上人絵伝』にも、建久三年（一一九二）延暦寺堂衆と朝廷側の武士との戦闘場面に楯紋が円い輪郭の中に書かれているが、その紋様は「竜胆紋」に類するが、余り定かではない。

そこで楯の紋の表面に家紋を付けたことは何の目的からであろう。敵に向かつて示すために楯の表面に描いたとなると、それは示威のためであり、また護身のための護符的使命を帯びるものであると考えざるを得ない

であろう。単なる装飾に過ぎなかつたなどとは考えられぬもつと切実なものがあつたに相違ない。

つまり、紋が護身のための護符的（呪術的）役割を果たしていたことを表す。この荻野氏の言及は、家紋が単なる紋ではなく、個人もしくは団体に対してある一定の役割があつたことを意味しているといえる。また、紋が単なる装飾品ではないことは、次の指摘からもわかる。

御家人にとつても、一所懸命の所領は、戦功の賞として、安堵され、また新恩として与えられるので、戦功を正しく評価してもらつたための方法が、真剣に考えられた。武士の手柄争いや武功話、懐古談にあるように、生命をかけた戦場では、強烈な興奮状態、いわゆる血走つた状態におかれる。そして短時間の記憶ほど、あてにならないもので、そのような状態のときに、なお強く、自分の働きを、敵味方に識別させ、記憶させるには、近くでは、武具の行粧であり、遠くでは、その武士団を明示する印が必要となつてくるのである。その古い例の一つに、武蔵の武士集団の一つ、児玉党の「団扇紋」があるが、それは集団の印であつて、まだ家の紋とはなつていない。

旗などにつけた文様には自身の武功を主張するとともに、周辺の武士に対して自身の勲功を留めさせる役割があつたことがわかる。そのような武士としての職分に基づいた、必然的な家紋の要求が家紋の起原であるといえる。

第二章 家紋の歴史的展開

鎌倉時代中期になると、承久の乱や北条氏を中心とする争乱によつて、より多くの武士が家紋を用いるようになり、¹³ 武家の間では家紋の使用が一般化したようである。南北朝時代以降、武家においては同族が分裂して交戦することも稀ではなくなり、同族の分立・派生の傾向が見られた。それに伴い、一族単位の紋から一家単位の紋の必要

性が生じてきた。同族の分裂傾向の中で、家紋もその分裂に併せて多くの同族・一族の中から、一家を識別するようにならずつ形をかえ、一家単位ごとの識別機能を有するようになったと考えられる。家紋が急増したのもこの時代である。このような家紋の派生が続く時代を承けて、一家一紋でなく数種類の紋の付帯も見られるようになった。戦国時代に入ると、全国に大小さまざまな豪族が勃興したことにより、さらに家紋は敵・味方を識別する性質だけでなく副次的な機能を持ち合わせるようになったとされる。このことについて、進士・加藤両氏は『日本の家紋』の中で次のように述べている。¹⁴⁾

戦国時代に入ると、武士の数が、益々増え、下剋上による、新陳代謝が激しく、戦につぐ戦のうちに、一騎討より、集団戦へと変化し、戦場も広く、一度に各所で展開され、ともすれば、軍忠も見落とされがちとなる。

そのため親子・兄弟・一族が同一の紋では、都合が悪いので、各自が異なる武具粧いに、自己の信ずる、禁厭・信条などを大書した、小旗・指物・瓢・吹流・縷しな縷・幌などを差して、他と区別し、功をたてても、他人と間違われたり、他人に奪われたりしないようにした。ここに唯単なる、敵味方の弁別より、一步進んだ、自己の誇示が現われ、紋を主要部とする、旗印・指物等による、武装全体が、個人の目的となり、紋も個人の紋章化し、実利的な面を含んだ、いわば、意匠登録が成立する。

つまり、戦国時代において飛躍的に新しい家紋が創出されるとともに、家紋が個人化されて自己顕示のための手段に移り変わったようである。

では、武家の家紋はこのように発展・進歩したのに対して、公家の家紋はどうであったろうか。武家の家紋の普及・流行にともなって、政治的・社会的に武士が世間を主導するようになる一方で、公家の紋は公家の貧困化や儀式典礼・牛車の廃絶という事態に陥ったため、影を潜めることになる。¹⁵⁾

公家の家紋も武家の家紋とともに自他の識別という点においては共通の性質が見られるであろうが、武家の家紋

は公家のそれと比較して、その目的が明確であるといえる。敵味方の区別が必須であった武家に比して公家においてはその使用価値はさほど高いものでなかったであろう。家が代々続く公家社会では、旗に家紋を描いて戦場にかける機会ほぼなかったであろうし、武家のように敵・味方を識別するための印は特に強く望まれなかったであろう。しかし、公家紋が、今日見られるように家紋として発展したのは、武家紋の影響があったことが指摘される。この武家の家紋の発展が無くては、公家の家紋も今日見られるような優美な形に至ることはなかった。矮小かつ閉鎖的な京都の都における公家社会では、紋は調度品などへの装飾的要素が強いため、自身の帰属先を示す「しるし」としての紋は徐々に必要とされなかったであろう。ところが、武家紋の発展・整備に影響・刺激されることにより、今日見るような形になったといわれている。⁽¹⁶⁾

新しい家紋の創出が続いていた戦国時代までとは異なり、江戸時代に入ると家紋は日本全国に浸透することになる。戦国時代までは戦時的な理由で使用価値が高かった家紋であったが、徳川の平穏な時代になったことにより、その使用目的は主として威儀を正すことにあったといわれている。⁽¹⁷⁾つまり、儀礼的な面での家紋の使用傾向に変化したといえる。たとえば、代表的な事例として参勤交代が挙げられる。諸大名が登城する際には、装束（束帯以外）には家紋を用いることになっており、その往来において、大名同士であっても互いに家格・格式の違いに応じた礼儀作法が求められていた。その家格・門地を識別するための手段として家紋が用いられていたのである。その他、幕府は下座見役を大手門に配して、登城してくる大名の姓氏を家紋によって確認するようになっていたという。公務上もしくは社交上の重要な役割が家紋に与えられていたといえる。児玉玲子氏は「江戸幕藩体制の完成によって、家紋は武家社会の職階性と家格を表すシンボルへと移行した」と述べられおり、この児玉氏の指摘は、簡にして要を得た表現であろう。

江戸時代における家紋のもう一つの特徴としては、庶民の間で家紋が使用され始めたことである。このことにつ

いて、高澤等氏は簡潔に次のように述べている。⁽¹⁹⁾

江戸時代、庶民の家紋使用にあたっては、徳川將軍家が使用する葵紋に対するもの他にいくつかの規制があるだけで、基本的には自由に家紋を使うことができた。公式に苗字を名乗ることができなかった庶民にとって、家紋の使用はそれを代替する唯一の手段であり、また、識字率が低く苗字を読みとれなくとも、家紋を見れば人物や家の見分けをつけることもできる。家紋はわれわれ現代人が考えるより、はるかに重要なアイテムであったといえるだろう。

家紋が庶民に広がったのは貞享、元禄年間（一六八四〜一七〇三）だという。おそらく武家とは違い、庶民の家紋の多くは装飾目的から始まったものであろう。歌舞伎役者が用いたり、あるいは商家の商標になったりと家紋は社会の隅々にまで浸透していった。

どうやら庶民が用いた家紋は、悠久の歴史を持つ武家や公家の家紋とは異なり、その歴史的由緒などは皆無といっても過言ではないだろう。厳しい制限下になく、自分の好む家紋を付けることができたものと思われる。

このように家紋が家紋として浸透するようになったのは江戸時代ではあるが、寺紋はどのような変遷があったのであろうか。それについては、詳しい史料が残っておらず研究も進んでいないが、丹羽氏の指摘は注目すべきである。先述したように、寺紋は家紋の後を追うように鎌倉時代に発生したとされるようであるが、その中、次のような指摘をしている。⁽²⁰⁾

寺紋は近世になると、にわかに使用されだした。武士や貴族の菩提寺も出来、それらの寄進用具には、家紋がつけられた。燈籠、提灯、仏具、台座、門、汁器などには家紋をつけ、寄付者の信仰心と勢力とをそこに織り込んだ。（中略）やがて家紋は寺と一体になって寺紋に変化していったのである。

つまり、鎌倉期に発生した寺紋ではあるが、寺院に浸透していったのは家紋の浸透時期と同様に近世に入ってから

である。また、大隅三好氏も「この頃（戦国末期）から建築物の居文は城閣だけでなく神社仏閣にも及んだ。社紋、寺紋を持つている神社仏閣はそれを用い、持たないところは寄進者の家紋を用いるのが通例であった」と述べることから、戦国末期（天正年間）くらいから、徐々に寺紋を付け始め、そして江戸時代には全般的に寺紋をつけるようになったと考えられる。

第三章 本願寺歴代の紋の変遷

先に述べたように、寺紋は鎌倉時代から発生したといわれているが、南北朝にあたる覚如の時代はどうであっただろうか。覚如の時代は本願寺教団の創成期にあたり、「本願寺」という組織としての枠組みが形成されつつあった。そのような時期ではあるが、本願寺に限って言えば、寺紋として定着した家紋を用いていたかは資料が残っておらず、定かではない。

そこで、家紋を確認する一つの方法として各歴代の影像に答えを見出すことが可能であり、その影像に描かれている紋を一つの目安にできるのではないだろうか。²³ただし、影像を資料とする際には、荻野氏が家紋研究において取り扱う資料について、「その美術品が何時成立したかという制作年代の決定が第一に重要である」と述べられる²⁴ように、その影像がいつどの時代に制作されたかに留意する必要がある。

① 如信から蓮如までの紋

第二代宗主如信（一二三五～一三〇〇）から第八代宗主蓮如（一四一五～一四九九）を検討するにあたって、まず、寺紋が発生したであろう鎌倉時代より少しあとの如信や第三代宗主覚如（一二七〇～一三五二）の時代の紋に



写真1

主如信から第八代宗主蓮如まではいずれも黒色の僧綱襟で白袈裟の衣体を着けており、文様はどこにも描かれていない。この「山科八幅御影」は本願寺第二代如信から第八代蓮如までの七人と、覚如の次男從覚を描いた八幅の御影のことであり、蓮如が制作されたと伝えられているが、絹や筆致に差異があることから、蓮如当時から十六世紀にかけて制作されたと考えられている²⁵⁾。この八幅の御影の中で、文様がどこにも書かれていないことは、『改邪鈔』第三条で「末世相応の袈裟は白色なるべし。黒袈裟においてはおほきにこれにそむけり²⁶⁾」と主張されていることと軌を一にしている。ただし、この文は袈裟の色について言及しているものであるが、少なくとも覚如在世時には、後世見られるような衣体や袈裟に紋をいれる風習はなかったことも意味しているといえる。また、『本願寺作法次第』九十五条には「直綴などの墨染の色くろき不可然候とて、ふかく曲言之由、蓮如上人は仰事候き。(中略)いかにもいかに当流の儀は、うす墨なるが肝要候と被仰、教信沙弥の作法たるべきと常に被仰し也²⁷⁾」とあるように、黒色の衣ではなく、薄墨の衣だけが当流において認められるものとされ、蓮如は法衣袈裟については厳しい姿勢を

ついで考察を試みたい。身近な資料として挙げることができるのが、本派本願寺蔵「親鸞・如信・覚如三上人像」(写真1)である。この蓮座像は南北朝時代の作と見られているが、そこでの如信・覚如の衣には紋は入っておらず、黒衣に墨袈裟である。また、少し時代は下るが、「山科八幅御影」(本派本願寺蔵)と称される各御影を見ると、そこには第二代宗

見せていることがわかる。⁽²⁸⁾つまり、如信から蓮如までの時代において、一般的に寺院では寺紋は発生してはいるが、本願寺においては寺紋をもって自宗の組織の象徴とする必要に迫られなかったためか、また伝統的に薄墨の法衣を用いているためか定かではないが、家紋を積極的に用いた形跡がみられない。

すなわち、蓮如までの絵相を見ていくと、管見の限りではあるが、ほとんどが黒衣（もしくは薄墨の衣）・墨袈裟（もしくは白袈裟）の影像であり、紋が入っていないことがわかる。但し、本願寺御影堂の余間に正月と盆だけに奉懸される歴代の御影における覚如から蓮如までの五条袈裟には「牡丹紋」が描かれている。牡丹紋は藤原家の家紋であり、牡丹を家紋として用いるのは、近衛家とその嚆矢である。確かに親鸞聖人も藤原北家の日野家の出身であるため、覚如などの歴代宗主がこの紋を使用することは可能であるだろうが、南北朝や室町時代に制作された影像に家紋が入っていないことをどう考えるべきであろうか。

その一つの可能性として次のようなことが考えられる。つまり、先に荻野氏の「制作年代の決定が第一に重要」との指摘に従えば、御影堂に奉懸される覚如から蓮如までの家紋は後世の者から付与・贈与されたものと捉えざるを得ない。静如が寛保二年（一七四二）に富山今町の聞名寺の求めに応じて与えた綽如、巧如父子の蓮座像⁽²⁹⁾に牡丹紋が描かれているのである。静如は湛如の弟であり、湛如の急逝によって寛保元年（一七四一）から同三年（一七四三）までの間、本願寺を継職していた人物である。その時代の影像に牡丹紋が使用されていたことから、少なくとも寛保二年（一七四二）当時からは綽如、巧如の紋を牡丹紋と認識していたことがわかる。おそらくこれにならえば、御影堂に奉懸される影像に代表されるような、覚如から蓮如までに付される牡丹紋は静如当時には付与されていたものと考えerことは可能である。



写真3



写真2

②実如の紋

第九代宗主実如（一四五八〜一五二五）が大永四年（一五二四）に自身の晩年の寿像（写真2）を大阪府定専坊に下付しており、その寿像では黒衣墨袈裟である。蓮如までと同様に紋は使われてはいないように思われる。しかし、天文十六年（一五四七）下付の裏書をもつ三次市照林坊蔵の実如影像（写真3）には僧綱襟で鶴丸紋の衣に鶴丸紋の五条袈裟が描かれている。つまり、証如の時期には実如の紋は「鶴丸」と見られていたことがわかる。鶴紋は鶴の文様から転じたものであり、その鶴の文様をめたい印としていたことは、平安時代の初期から行われていたといわれている。それに従えば「鶴丸」としての形も平安時代には存在していたと考えられるが、その起原は詳らかではない。鶴丸の紋を自家の紋としているのは、日野家、勘解由小路家、広橋家をはじめとして、山城国宇治郡日野を伝領地としている藤原真夏流の堂上家に多く見られる。親鸞聖人の生家である日野家の紋が鶴丸（図3）であることから、証如期における実如にはその紋が使われていたと考えられる。

ただし、証如期の実如影像であっても黒衣墨袈裟のものは



図4

実如は鶴丸紋、証如は八藤紋であることは先に示したことで同様であるが、顕如自身は、証如同様に「八藤紋」の衣に「八藤紋」の袈裟で描かれている。このことから、天正三年時点での各宗主の紋は、蓮如までは無紋であつて実如は鶴丸、証如・顕如は八藤紋であることも指摘できる。



図3

青木氏が指摘するように、銘もなく顔も他の影像と似ている部分が少なく人物の特定は難しいが、おそらく如信から顕如までの八人を描いているものであるだろう。つまり、顕如下付の蓮座像に自身も含めて下付しているのである。その絵相をみると、蓮如までは無地の衣であり、天正三年（一五七五）の年記と顕如下付の裏書をもつ柏原市光徳寺蔵本願寺歴代蓮座像である。青木氏が指摘するように、銘もなく顔も他の影像と似ている部分が少なく人物の特定は難しいが、おそらく如信から顕如までの八人を描いているものであるだろう。つまり、顕如下付の蓮座像に自身も含めて下付しているのである。特に注目すべきは、

③証如・顕如の紋

表装裏面の書付に天正六年（一五七八）の年記をもつ本願寺蔵証如影像³¹には袈裟に「八藤紋」（図4）が描かれている。八藤紋は中心に藤花を置いて、四方から八本の花のつるが囲んでいる文様である。この形は煌びやかな美しさを呈している瑞祥とされている。『法流故実条々秘録³²』には、「本願寺御家之御紋、根本ハ鶴丸也。（中略）証如上人ヨリ初テ撰家ノ猶子ト成給テヨリ、御家之紋ハツ藤に改マリ候」とあり、第十代宗主証如（一五一六～一五五四）の時より九条家の猶子となつたことから、九条家より八藤紋が贈られたと見られ、『条々秘録』の文を窺うと、おそらく証如期にもこの紋を使用していたものと思われる。

多い。これは青木馨氏が述べるように、単に社会的地位の上昇が衣服に反映するのではなく、蓮如の「衣は薄墨色」であるべきという精神を尊重する傾向がなお残っていることの表れであろう。



写真4

された権威化の帰結点こそ、顕如が永禄二年（一五五九）に門跡に列せられたことであると思われる。しかも、前代の証如が九条家撰家の猶子になっており、顕如への門跡授与は撰家門跡に準じたものであるから、証如同様に八藤紋が顕如の紋であったといえる。ただし、本派本願寺蔵顕如影像³⁷では、五七桐が使われている。この影像は十七世紀の制作といわれており、大谷派と本願寺派でのとらえ方の差を窺わせるものであるが、次節で述べるように皇室との関わりの中で付けられたものと考えることができると、実質的には八藤紋と五七桐を併用していた可能性もあるが、この検討については今後の課題とする。

④ 准如から明如までの紋

第十二代宗主准如（一五七七～一六三〇）以降、前代である顕如が門跡に列せられ、宮中との関係が構築されたため、皇室の紋である菊花紋や、五七桐が多く使われるようになる。十七世紀に制作された本派本願寺蔵准如の影

青木氏はこの証如・顕如に八藤紋が配されていることについて、「歴代宗主を権威化してゆくことへの変ぼうと考えられる。すなわち、宗主自らの貴族化が影像の上に明確に投影されることになる」と述べている。すなわち、紋を標榜することによる「権威の視覚化」を目的として、八藤紋を使用しているとみることができ³⁸。このことは証如および顕如が当時一揆や災害などで不安定であった宗主および本願寺の地位を安定させるために種々の方策を図って権威を高揚させていたとする見解³⁵と合致する。そのような証如・顕如の姿勢によって結果的に確立

像(写真4)をみると、僧綱襟の衣には証如・顕如同様に八藤紋が付されているが、五条袈裟には「五七桐」が描かれている。桐紋は古くから菊花紋と同様に瑞祥的な印とされており、中国では鳳凰は桐に棲み、竹実を喰うと伝えられていた。³⁸⁾この中国での伝説が中国文化とともに日本に伝わり、平安時代初期には文様として用いられていたことである。この桐がいつ頃から皇室の紋章として使用されたかは不明であるが、鎌倉時代末期には紋章化されていたことが指摘されている。桐紋は権威ある紋であり、戦国時代にはこの桐紋を僭用するものまで現れ、天正十九年(一五九一)には桐紋の使用が禁止される事態に至るほどであった。江戸時代には葵の紋にその権威の座を譲ることになってしまいが、諸国の武士の中でも桐紋を好んだものが多かったため、名譽ある紋章として変わることもなく高い位置づけにあつたようである。³⁹⁾第二章で述べたように、江戸時代に入ってから、諸大名が門地家格を張り合い、その家格を高めることに固執して、家紋は「家格のシンボル」と位置づける傾向にあつた。准如の時に桐紋を用いたことは、前住の顕如の時代に宮中との関係が築かれたことはもとより、自家の門地家格を誇示する時代の風潮に合わせたことによる大きいだろう。

ところで准如は八藤紋と五七桐の紋とを併用していると捉えることができるが、これは可能であつたのだろうか。家紋とは一つの称号、ひとつの名字に一つの家紋が用いられるのが定義であり、複数持つことはその用途に反するように思われる。しかし、『日本紋章学』⁴⁰⁾に

一家にして多数の紋章を用ゐたるが故に、もしこれを一定するにあらざれば、家紋は遂に名字の目標たる効果を滅殺するに至るを以て、是に於てか是等の紋章中に於いて、特に名字の目標として用うべきものを定むるの必要を生ずべし。而してこの目的に添ふべく定められたるもの、之を称して定紋と云ひ、其他を替紋といふ。定紋一に本紋正紋の称あり、主として公の場合に用ゐられ、往時、旗幕に居ゑて軍事上用ゐられるが故に、一にこれを武功の紋と称せり。替紋には、また副紋・裏紋・別紋・控紋等の称あり。概して非公式の場合に用ゐ

らるる家紋をいふ。

とあるように、定紋および替紋と呼ばれる紋があり、一世代、一時代において複数の紋を持つことがあったことがわかり、用途によつて紋を使い分けるような、多様な家紋の使用が可能であったことが窺える。

事実、准如以後、自身の家格を誇示するかのようになり、八藤紋をはじめ五七桐紋・菊花紋の使用も見られ、それらの紋を併せて使用する例もある。それを以下列挙する(表1参照)と、第十三代宗主良如(一六一二〜一六六二)は、裏書に宝永二年(一七〇五)の年記と寂如花押を持つ七尾市安浄寺藏良如影像^①によれば、「八藤紋」である。第十四代宗主寂如(一六五一〜一七二五)は、裏書に享保十年(一七二五)十月十四日の年記と住如花押をもつ貝塚願泉寺藏寂如影像^②によれば、五七桐と菊花紋を用い、袴には八藤紋が付されているので、八藤紋も歴代にならつて使用していたことがわかる。享保十年(一七二五)七月に寂如が示寂していることを考慮すれば、この影像是示寂直後に下付されたものであり、寂如当時使用していた紋を把握するのに、ある程度の信憑性があるものと考えてよいだろう。第十五代宗主住如(一六七三〜一七三九)は、裏書に元文五年(一七四〇)の年記と湛如の花押をもつ貝塚願泉寺藏の住如影像^③によれば、五七桐と菊花紋を用い、袴に八藤紋が入っている。この影像の収納箱に元文五年(一七四〇)四月の墨書があり、この影像が元文五年(一七四〇)四月という住如示寂後まもなく下付されたものであることがわかるため、寂如の影像同様に当時の紋の使用状況を如実に表すものとして重要なものがある。第十六代宗主湛如(一七一六〜一七四一)は、裏書に延享元年(一七四四)の年記と法如の花押をもつ貝塚願泉寺藏の湛如影像^④によれば、住如と同様、五七桐と菊花紋を用い、袴には八藤紋が付されている。第十七代宗主法如(一七〇七〜一七八九)は、裏書に寛政二年(一七九〇)の年記と文如の花押をもつ貝塚願泉寺藏の法如影像^⑤によれば、菊花紋を使用し、袴に八藤紋を付していることがわかる。第十八代宗主文如(一七四四〜一七九九)は、裏書に寛政十一年(一七九九)の年記と本如の花押をもつ貝塚願泉寺藏の文如影像^⑥によれば、法如同様に菊花

紋を使用して、袴には八藤紋が付されていることが窺われる。このことは、少し時代が下る影像ではあるが、安浄寺蔵で収納箱に文政八年（一八二五）の年記をもつ文如影像にも、菊花紋を用いている文如が描かれていることからわかる。第十九代宗主本如（一七七八～一八二六）も、裏書に文政十年（一八二七）の年記を持つ貝塚願泉寺蔵の本如影像⁴⁷によれば、菊花紋を使用しており、袴には八藤紋が付されている。第二十代宗主広如（一七九八～一八七二）は、明治前期頃制作されたとする龍谷大学蔵の広如影像によれば、五七桐を使用し、袴には八藤紋が付されている⁴⁸。第二十一代宗主明如（一八五〇～一九〇三）は、明治二十四年（一八九一）、朝廷より維新の功績に対して、皇室の紋である菊花紋の付された五条袷袢を下賜されたため、菊花紋を用いている。

以上のように、江戸時代には、皇室の紋である菊花紋、五七桐が単体もしくは併用で用いられているようである。しかし、皇室・公家および門跡の系譜・紋などを記録した公家鑑である『雲上明鑑』もしくは『雲上明覧』⁴⁹に出くる本願寺の紋とは必ずしも一致しているとは限らない。それらの公家鑑では、寂如は五七桐のみであって、住如以降明如まではすべて菊花紋で伝わっている旨が図示されている。つまり、影像から読み取れる寂如の紋は五七桐と菊花紋であるが、公家鑑では五七桐のみであり、住如・湛如の紋は影像では五七桐と菊花紋であるが、公家鑑では菊花紋のみである。影像と公家鑑の表示とのこの相異については、推測の域は出ないが、家格の社会的地位をあげるものが命題であったこの時代、影像において利用価値のあるものはどのような手段でも使うことが望まれていたのではないだろうか。特に『国史大辞典』⁵⁰には江戸時代の家紋の特徴として「賜与や、奪取・婚姻・養子縁組などの理由とともに、単一の家に、二個以上数個の家紋が作り出された。家紋を多く持つことが名家とする風潮の中で、伝統の家紋の心理的重圧感を避けようとする心情が作用して気軽に一己の紋を創ることが行われた」とあるように、複数紋の使用が高い家格を表すことの一要素であることを考えると、一つの影像の中に複数の紋を使用しているのは湛如までであるが、影像における複数紋の使用が、門跡寺院としての位置づけが確固たるものであること



図5

を主張するための事例とみることができるだろう。いずれにせよ、江戸時代の本願寺においては、すべて「家格のシンボル」として皇室の紋（五七桐、菊花紋）が用いられ、その影像においては五七桐と菊花紋のいずれか、つまり皇室の紋が用いられていることが重要であったと考えられる。⁽⁵²⁾



図6

明治時代に入り、明如に至っては皇室から正式に菊花紋が下賜されたことよって、菊花紋を使用している。皇室の菊花紋は、諸説あるようであるが、鎌倉時代の後鳥羽上皇の頃から皇室の紋章として成立していたといわれている。⁽⁵³⁾ 公家の中では菊の花は貴種とされて鑑賞のために用いられるとともに、衣服や車の文様としても親しまれていた。特に後鳥羽上皇はこの菊の花を好んでおり、衣服・車への文様だけでなく、刀剣、懐紙までも菊の文様をあてるようになり、その後、後深草、龜山、後宇多上皇と次第して伝統的に菊花紋が使用されるに至った。そして、皇室の紋章として固定化されたと考えられる。⁽⁵⁴⁾ その菊花紋は皇室の独占の紋とはならず、皇室への功労が有った者に下賜される場合もあれば、家伝として以前より使用しているものもいただろう。戦国時代にはこの紋を僭用する者まで現れ、家紋として多くのものに好まれた紋である。しかし、明治時代に入ってから菊花紋に関する制度が定められて菊花紋の乱用が禁じられる。⁽⁵⁵⁾ 特に、明治四年（一八七二）には皇室以外には菊花紋は使用できず、皇室が占有する紋章となった。⁽⁵⁶⁾ その中で、明如に菊花紋が下賜されたことは、特別に菊花紋が用いられることのできるような、皇室との親密な関係が窺われるだろう。

⑤鏡如の紋

明治三十一年（一八九八）、第二十二代宗主鏡如（一八七六～一九四八）が九条籌子と結婚したことにより、九

宗主	紋
蓮如以前	無紋(後に牡丹紋を贈与か)
実如	鶴丸
証如	八藤紋
顕如	八藤紋 五七桐
准如	八藤紋 五七桐
良如	八藤紋
寂如	五七桐 菊花紋 (八藤紋)
住如	五七桐 菊花紋 (八藤紋)

宗主	紋
湛如	五七桐 菊花紋 (八藤紋)
法如	菊花紋 (八藤紋)
文如	菊花紋 (八藤紋)
本如	菊花紋 (八藤紋)
広如	五七桐 (八藤紋)
明如	菊花紋
鏡如以後	下り藤

表 1

条家の紋である「下り藤」を用いるようになった。これ以後大谷家、本願寺ともに下り藤を紋とするに至ったようである。制度化されたのは、明治三十六年（一九〇三）の鏡如の伝灯奉告法要の時であった。下り藤は藤紋の一つであり、藤の花は平安時代にはひときわ優雅な花として人々のあこがれの中心となっていた植物である。その紋章の起源としては、当初、写実的なものであったものが後世、幾何学的な文様となつて、鎌倉時代初期には紋章化されたと考えられている。藤紋には、その藤の房の数によつて、様々に分類される。一つの花房からなるものに、片手藤丸、藤輪、一藤巴があり、二つの花房からなるものに、藤丸、二藤巴があり、三つの花房からなるものに、三藤丸などがあり、他にも四藤、六藤、八藤などに分けることができる。そして、二つ房の藤丸の中に、下り藤、上り藤が配当されている。同じ下り藤の中でも九条家の下り藤(図5)と鏡如以来使用している本願寺の下り藤(図6)とでは、少し形が異なる。九条家の紋が葉と葉の間の空間が少し開いているのに対して、本願寺の紋は葉と葉

の間の空白は少ない。九条家の下り藤を少し形を変えて、現在見ることでできる本願寺下り藤になったといえる。³⁷⁾なお、藤原氏の嫡流である近衛家や鷹司家の摂関家が藤紋を使用せず、牡丹紋を使用していることから、必ずしも藤原家が藤紋を用いているとは限らないようである。

四、結びにかえて

家紋の起原およびその歴史を概観し、その後本願寺の歴代の紋の変遷を辿ってみた。早くとも天文十六年（二五四七）には実如影像には鶴丸紋が入っており、そこから徐々に家紋入りの影像がつくられ、江戸時代に入って、家紋入りの影像が主流を占めるようになったと想定できる。このことは丹羽氏が「寺紋は近世になると、にわか使用されだした。武士や貴族の菩提寺も出来、それらの寄進用具には、家紋がつけられた。燈籠、提灯、仏具、台座、門、汁器などには家紋をつけ、寄付者の信仰心と勢力とをそこに織り込んだ」といわれていることとも合致している。³⁸⁾つまり、本願寺においては戦国期が家紋の萌芽期であり、漸次にその使用が定着化し江戸時代に入って公式に使われ出したことが考えられる。確定的な資料を用いて論ずることできなかったように思うが、各歴代の紋の変遷を振り返ると、如信から蓮如までは風習的に家紋を公式に使っていた様子は見受けられず、御影堂に奉懸される影像にある牡丹紋などは、後世の付与であると思われる。実如は日野家の鶴丸紋を使用し、証如・顕如では八藤紋（顕如は五七桐）、准如は五七桐、良如も八藤紋、寂如から明如までは、皇室紋である五七桐や菊花紋を単体もしくは併用するという連続性がみられ、そして鏡如からは下り藤を用いるようになり、現在にまでその伝統が続く。このように種々に紋は変遷しているが、その背景を踏まえると、本願寺の寺紋は法灯継承のたびに変遷するような、法灯継承を「シンボライズ」するものではなく、政治的もしくは社会的事情を理由として、宗主において紋を変え

る場合があったことが窺える。このことは影像から見て取れることであるが、ただし、『考信録』巻五⁵⁹に

安永元年¹⁷⁸²三月二十五日。白書院ニ於テ蓮師正忌ノ仏事アリ。本尊ハ前日請ニ応ジテ。山科ヘ遣ハサレ。今日還歸アリシ蓮師ノ真像ヲ安置ス。法王子導師ニテ。蓮枝方・勤番衆・御堂衆・三十日番衆出勤ス。六首引ヲ勤行アリ。法談ハ能化ナリ。諸家中拝聴ス。講中數輩次ノ間マテ参集ス。コノ法筵ハ。法王子已下一統ニ黒直綴ヲ服用アリ。御焼香ノ砌。拝跪屈敬ノ儀。愆重丁寧ニシテ。殆ント人心ヲ感動セシム。解座ノ後。内殿ノ焼香拝礼あり。マコトニ希奇ノ法会ナリ。近世ハ諸末寺ニ安置セル蓮師黒衣ノ影像。モシ由アリテ本山ヘ呈上スルトキハ。引替ヘテ綵衣ノ影像ヲ賜ハルコト常式ナリ。冠・近來マタ綵衣ノ影像アリシヲ改メテ輪巴コトヤニテリ然レトモ門侶ハ黒衣ノ旧像ヲ愛重シテ。引替ヲ欲セサル類アリ云〔遺徳記。載下知恩院元祖。改レ緋為レ黄。後復レ旧時。蓮師夢ト元祖著レ緋有レ喜色〕之事^上。金華殿ノ内仏堂ニハ。蓮師ノ黒衣ノ小像ヲ安置セラル。又去冬准如上人ノ遠忌ニ。黒衣ノ小像ヲ画セシメラレタリ〕コノ事高聴ニ達セシニヤ。頃年引替ノ式ヲ停止セラレタリトソ。

とあるように、安永元年（一七七二）年当時においても、黒衣・墨袈裟姿の影像を好む人々が多かったようであり、家紋入りの影像が主流ではあったが、江戸時代に入っても希に黒衣・墨袈裟の影像があることも留意すべき点であるだろう。なお、江戸時代の宗主で良如だけが八藤紋のみを用いていること、また五七桐と菊花紋の併用から菊花紋単体の使用へ移り変わった理由については、詳細に論ずることはできなかつたため、今後の課題としたい。

【註】

- (1) 沼田頼輔『日本紋章学』七頁には、新井白石が『神書』の中で家紋の起源について言及している旨が示されている。
 (2) 沼田頼輔『日本紋章学』一頁

- (3) 丹羽基二『寺紋』二〇頁には「家紋の発生が平安後期とすると、それに影響されて、神社においては神紋、寺院においては寺紋が発生した。神紋も寺紋も家紋に遅れてはいるが、やはり平安の末にはその原形がみられ、鎌倉時代には定着した。」と示されている。
- (4) つまり、家紋とは「自家のシンボルとして用いられた」といえる。
- (5) 進士慶幹、加藤秀幸共著『日本の家紋』二三〇頁には、「武田勝頼が長篠城（奥平信昌）を攻めたとき（天正三年五月）、奥平の臣、鳥居勝商は、援軍を求める連絡に出て、帰るところを捕らえられたが、礮の架上より、城内に援兵の近いことを叫んで殺された話がある。これを目撃していた勝頼の臣である落合左平次は、勝商の豪勇に感心して、その最後の姿（裸体で礮架にくくりつけられている）を、自分の旗に描いたという」とある。
- (6) 沼田氏の看過しているものとして、荻野三七彦氏は『姓氏・家紋・花押』一三四頁に次のように述べている。
 「武家の家紋の起原は旗や幕の記章から起こったと沼田博士は説くが、楯紋との関係は閑却されている。
 『蒙古襲来絵詞』が武家社会の家紋を考える上の貴重な史料。その美術品が何時成立したかという制作年代の決定が第一に重要である。しかし、沼田博士はこうした旗について余り重要視していないということとなるのである。源平時代の旗は、簡単な赤旗と白旗であり、参戦した各武士の一族なり個人なりのそうした旗というよりも旗印は一向に見当たらないのである。」
- (7) 『飾抄』は、源通親の子である通方の編著である。
- (8) 『日本紋章学』二八頁。後に久我家は六条、久世、岩倉、千種、梅谿、愛宕、東久世、植松の八家となるが、そのいずれも龍胆紋を用いている。
- (9) 『蒙古襲来絵詞』が武家社会の家紋を考える上の貴重な史料である。
- (10) 荻野三七彦『姓氏・家紋・花押』一五三頁
- (11) 荻野三七彦『姓氏・家紋・花押』一六〇頁
- (12) 『日本の家紋』一三三三頁
- (13) 『日本の家紋』一三四四頁
- (14) 『日本の家紋』一三三五頁
- (15) 『日本の家紋』一三三五頁
- (16) 児玉玲子「紋章の意義と歴史的考察」（武蔵野女子大学紀要3）一九八六年、国史大事典十三巻八九四頁
- (17) 『日本紋章学』四五頁

- (18) 児玉玲子「紋章の意義と歴史的考察」(武蔵野女子大学紀要3) 一九八六年 一三八頁
- (19) 高澤等『家紋の事典』八頁〜九頁
- (20) 『寺紋』二二頁
- (21) 大隅三好『日本の家紋事典』三八頁
- (22) 『寺紋』二〇頁には「家紋の発生が平安後期とすると、それに影響されて、神社においては神紋、寺院においては寺紋が発生した。神紋も寺紋も家紋に遅れてはいるが、やはり平安の末にはその原形がみられ、鎌倉時代には定着した。」とある。
- (23) 先行研究として青木馨「教行寺実誓影像とその周辺」(『蓮如上人研究』所収 一九九八年)、「大坂拘様終結における顕如と教如」(『顕如 信長も恐れた「本願寺」宗主の実像』へ金龍静・木越祐馨編)所収 二〇一六年)がある。前者の中で、青木氏は衣体の研究はほとんどなされていないことを述べ、註で「松岡(現山口) 昭彦研究会発表レジュメ「本願寺と家紋—衣体制度との関係を中心に—」(一九九六年)の他に知らない」と示しているが、そのレジュメを探し出すことはできなかった。
- (24) 『姓氏・家紋・花押』一三四頁
- (25) 龍谷ミュージアム『釈尊と親鸞』親鸞編第三期出品 解説一八頁参照
- (26) 『浄土真宗聖典全書』(以下、『聖典全書』) 四 三〇三頁
- (27) 『聖典全書』五 九九二頁上
- (28) 青木馨「本尊・影像論」(『講座蓮如』第二巻所収 一九九七年) 参照
- (29) 『真宗重宝聚英』九巻参照
- (30) 青木馨「教行寺実誓影像とその周辺」(『蓮如上人研究』所収 一九九八年)
- (31) 時代的には顕如の下付かと思われる。
- (32) 『真宗史料集成』九 四三三上
- (33) 青木馨「教行寺実誓影像とその周辺」(『蓮如上人研究』所収 一九九八年) 参照。また近年では『顕如 信長も恐れた「本願寺」宗主の実像』(金龍静・木越祐馨編 二〇一六年) 二二〇〜二二三頁で青木氏が書かれている。
- (34) 『大系真宗史料』八 解題五〇三〜五〇四頁で、草野顕之氏は「証如は享祿の錯乱、それに続いた天文初期の本願寺一揆で弛緩した本願寺の秩序の再編に着手していくこととなった。その手始めの仕事は、戦国期の権門勢家の一員たる証しとしての家記、本巻収載の『天文日記』を記すことであった。家記とは、平安時代末十一世紀後半の公家の日記に淵源があり、元来古代国家の朝廷の儀式や政務を公家が学ぶための覚書として発達し、それぞれの公家の「家」に先例・故実として相伝された記録総体を指して

いう。中世後期から戦国期に入つて、朝廷本来の儀式や政務が本質を失い形骸化した状況に至つても、家記を記すという文化的営為は、天皇家、公家だけでなく権門寺社や幕府奉行人、守護の「家」にまで拡大していたのである。

その大きな理由は、一揆の蜂起や幕府内部の権力闘争や守護・地頭代間の騒乱、さらに自然災害による飢饉の続く社会状況のもとで、こうした権門勢家にあつて自己の「家」の社会的地位を存続させるために、諸家との音信や自己の所領の支配状況を情報として書き留め、「家」の安定化に活用したことにあつた。証如が諸家との音信を書き留め始めたのは、戦況がいくらか緩んだ天文四年八月二十日過ぎであり、その内題に「從諸家音信「并」返札等之儀記之」と記している。この家記の書き始めの内題には、その音信記録を前提に「家内「并」諸家音信遣通日記」と書かれている。この二つの内題から想定するとき、証如にあつて家記を記した動機は、権門諸家との書状の往来だけでは心もとなく、権門勢家の家記と同様に本願寺内外の日々の情報を年間を通して記し、本願寺で再建する支配秩序の安定に資する目的で執筆されたと思われるべきであろう」と記されている。

(35) 遠藤一『戦国期真宗の歴史像』一九九一年 三八四～三八七頁参照

(36) 『本願寺史』一卷五七二頁参照

(37) 『本願寺展図録』九五頁参照

(38) 『日本の家紋事典』一四五頁

(39) 児玉玲子氏は「紋章の意義と歴史的考察」(武蔵野女子大学紀要3)の中で江戸時代の家紋の特徴として、「自分の家を他に対して有利に主張するのに最も都合のよい下賜(菊・桐)譲与(竹雀・牡丹)等の名譽紋、特別な武功による世間周知の紋が本来の家紋を凌いで定紋(表紋)となつたことを示されている。また、『日本の家紋事典』五三～五四頁には「菊花紋は明治御一新以後皇族に限られたが、それ以前にこれを用いているもの実に一四〇氏にのぼり、桐紋に至つては三七〇氏にも及んでいる」とある。

(40) 一九二頁

(41) 『新修七尾市史 12 造形文化編』「七尾市の絵画」(二〇〇四年)一五二頁参照

(42) 『貝塚市文化財調査報告 第二集』(二〇〇四年)八頁、三四頁参照

(43) 『貝塚市文化財調査報告 第二集』(二〇〇四年)八頁、三四頁参照

(44) 『貝塚市文化財調査報告 第二集』(二〇〇四年)九頁、三五頁参照

(45) 『貝塚市文化財調査報告 第二集』(二〇〇四年)九頁、三六頁参照

(46) 『貝塚市文化財調査報告 第二集』(二〇〇四年)一〇頁、三七頁参照

(47) 『貝塚市文化財調査報告 第二集』(二〇〇四年)一〇頁、三八頁参照

(48) 『本願寺宗主の向学』(二〇一四年) 五五頁参照

(49) 深井雅海、藤實久美子編『近世公家明鑑編年集成』(二〇〇九年) 所収

(50) 十三卷八九四頁

(51) 児玉玲子氏は江戸時代の菊紋・五七桐について「自分の家を他に対して有利に主張するのに最も都合のよい下賜(菊・桐)譲与(竹雀・牡丹)等の名譽紋」と示している。

(52) 平井誠二「公家鑑に関する基礎的考察」『学習院大学人文科学研究所 人文叢書1 近世朝廷人名要覧』(二〇〇五)には、公家鑑を代表する『雲上明鑑』が宝暦八年(一七五八)に刊行されたことについて、

武部敏夫氏は、『雲上明鑑』について、「(新板改正)万世雲上明鑑」を増補改訂したもので、以後慶応年間まで逐次改訂刊行され、その間、速水常忠が校訂者となったこと、初めて編者名を明らかにした、板元が連城堂を経て、東本願寺閻教館に移ったことなどを指摘されている。

本願寺が板元になったことについては、有職故実家勢多章甫(一八三〇〜一九四)が次のような指摘をしている。

雲上明鑑といふ書は、元は本願寺より其寺格の賤しからざるを、諸国の信徒に知らしむる為に彫刻したる物にて(後略)

本願寺は、慶長七年(一六〇二)に徳川家康が烏丸六条の地を教如に与えたことにより、別寺を建立し東本願寺(大谷派)が成立した。これにより、元の本願寺は、西本願寺(本願寺派)と通称されることとなった。幕府は東本願寺を支持したが、朝廷は本願寺(西本願寺)―東本願寺と本末の序列を定めていた。勢多章甫によれば、東本願寺は、准門跡の項で自寺を西本願寺の前に記述した「雲上明鑑」を刊行することにより、寺格の正しさを主張したものだといえよう。

と示され、寺格が高いことを示そうとした意図があると書かれている。このことは東本願寺のことではあるが、この当時は寺格を主張する風潮にあったことが想像できる。その後、西本願寺からも『雲上明鑑』として、公家鑑が出されている。そこにおいても家格の位置づけについて寺格を高めようとした動きが、『雲上明鑑』の成立事情からも読み取ることができる。その事情についても、平井氏が以下のように的確にまとめている。

一、雲上明鑑

天保八年に始めて出版致しまして、慶応四年に至って居ります。然し其の間外国交易のために、文久元年より主上中宮の御名並に御歴代の御系図等を除きました。その後慶応三年に成りまして、主上中宮の御名を旧に復し、同四年(明治元年)には御歴代の御系図も亦旧に復せられました。此の年老以て明鑑の最後と致します。

刊行の下限について、武部氏は慶応三年(一八六七)まで補訂、刊行されたとしているが、下橋敬長の指摘するように、慶

応四年（明治元年）まで現存している。

内容については、西本願寺を東本願寺の前に序列したことを第一の特徴としている。下橋敬長「維新前の宮廷生活続稿」では、編者武田勝蔵が次のような指摘をしている。

翁（下橋敬長、筆者注）のお話に抛りますと、雲上明鑑の方は其の出版費を東本願寺の方で支出して居り、其の「准門跡」の条に於て、必らず東本願寺御門跡、西本願寺御門跡の順序に記載してあります。然し天保八年よりの雲上明鑑は、是れに反して西本願寺の方で出版費を支出して居り、其の「准門跡」の条には本願寺御門跡・東本願寺御門跡と記載してあります。又明鑑は神代五代より御歴代の御名、四親王家、諸門跡の略系図（附註）、内裏の平面図等を始め明鑑に比しては、遙かに詳記してありますそれ故に天保八年明鑑が出版せられてより明鑑の方は、とんと売れ行きが悪く成つて来たといふ事であります。

- (53) 『日本の家紋事典』一三三頁には菊紋が皇室の紋章となったことについて、「もっともこれについては種々異説があつて、黒川博士など後花園天皇（一〇二代）の時に皇室御紋に定められたと論説している。他にもまだ異説があるが、ともかく菊花が皇室の専用の後家紋として定着したのは鎌倉の初期あたりから室町の初期に至る間と思えばよいだろう」と示し、異説があることを提示されるが、おおよその皇室の紋としての定着には差異はないと考えられている。

- (54) 『家紋』のすべてがわかる本』五五～五六頁、『日本の家紋事典』一三二～一三三頁参照。

- (55) 『日本の家紋事典』一八頁には「明治元年（一八六八）三月二十八日、新政府は太上官令を發して菊花紋の濫用を禁じ、翌二年八月二十五日、さらに布告を發して親王家が十六菊の菊花紋を用うるを禁じ、十五葉以下もしくは裏菊を使用することにした」とある。

- (56) 『家紋の事典』一〇頁には「同4年6月には由緒の有無にかかわらず皇族以外はすべての菊花紋の使用を禁止し、皇室独占の紋章となった。昭和20年の終戦とともに、菊花紋に対する使用制限はなくなつた」とある。

- (57) 鏡如の伝灯奉告法要に際し、本願寺として正式に下り藤を用いているが、門末に下付されたことに意義があるだろう。

- (58) 『寺紋』二二頁参照

- (59) 『真宗全書』六五 一二七頁

※なお、本稿に掲載している家紋の図形は網本光悦『イチから知りたい！家紋と名字』に依つた。

【キーワード】
本願寺 家紋 寺紋 影像